

食安監発0520第2号  
平成25年5月20日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長  
(公 印 省 略)

フランスから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「フランスから輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成25年2月1日付け食安監発0201第5号）及び「フランスから輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成25年4月26日付け食安監発0426第3号）により取り扱っているところです。

今般、成田空港検疫所において、下記の施設から輸出された貨物（牛肉）を検査したところ、輸入条件である扁桃の除去が不十分である製品が2件確認されました。

現在、フランス側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知するまでは、下記の3施設から出荷された貨物について輸入手続きを保留するようお願いします。

記

処理施設1：ETABLISSEMENTS PUIGRENIER

（施設番号 FR 03.185.002 CE）

処理施設2：ETABLISSEMENTS PUIGRENIER

（施設番号 FR 03.185.005 CE）

処理施設3：GROUPE BIGARD

（施設番号 FR 59.225.104 CE）